（教育公務員特例法施行令の一部改正）

第一条　教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「次条第三項第四号」を「次条第三項第五号」に改め、同条第四号中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「地方公務員法第二十六条の六第七項、地方公務員の育児休業等に関する法律」に改める。

第三条第三項中第五号を第六号とし、同項第四号中「第一号」の下に「、第三号」を加え、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　地方公務員法第二十六条の六第一項の規定により配偶者同行休業をした期間

第五条第三号及び附則第二項第三号中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「地方公務員法第二十六条の六第七項、地方公務員の育児休業等に関する法律」に改める。

附則第三項中「第三条第三項第四号」を「第三条第三項第五号」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第二条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号の三の次に次の一号を加える。

二の四　地方公務員法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をしている者

（地方独立行政法人法施行令の一部改正）

第三条　地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。

第八条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　地方公務員法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をしている者

（義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部改正）

第四条　義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「、第四号及び第五号」を「及び第四号から第六号まで」に改め、「地方公務員法」の下に「第二十六条の六第一項の規定により配偶者同行休業をしている者（以下「配偶者同行休業者」という。）、同法」を加え、同条第七号、第九号及び第十一号中「育児休業者」の下に「、配偶者同行休業者」を加える。

附　則

この政令は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年二月二十一日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
文部科学大臣　下村　博文

裁判官の配偶者同行休業に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十二号

裁判官の配偶者同行休業に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、裁判官の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第九十一号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

裁判官の配偶者同行休業に関する法律の施行期日は、平成二十六年二月二十一日とする。

総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
内閣総理大臣　安倍　晋三

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十三号

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第四第一号中「七千三百五十円」を「七千五百六十円」に改め、同表第二十二号中「六千円」を「六千百七十一円」に改め、同表第二十三号中「二千八百円」を「二千八百八十円」に改める。

附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

電気事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十四号

電気事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、電気事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十四号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

電気事業法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年二月十七日とする。

経済産業大臣　茂木　敏充
内閣総理大臣　安倍　晋三